

氏名(本籍)	しぶ や あき ひさ 澁谷彰久(神奈川県)		
学位の種類	博士(法学)		
学位記番号	博甲第4843号		
学位授与年月日	平成20年9月30日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	ビジネス科学研究科		
学位論文題目	預金口座の法的性質と信託成立に関する研究 —擬制信託の法理と特別口座からの考察—		
主査	筑波大学教授	Dr. jur.	新井 誠
副査	筑波大学教授	法学修士	青山 慶二
副査	筑波大学教授	法学士	植草 宏一
副査	筑波大学准教授	博士(法学)	徳本 穰
副査	千葉大学教授	博士(法学)	小賀野 晶一

## 論文の内容の要旨

### 1. 本論文の目的

本論文の目的は、他人のための財産管理手段として預金口座を利用する場合、当事者間において委任や代理といった民法上の契約関係が表面上は存するが、事案の妥当な解決を図るために、裁判所が当事者の意思とは別に信託の成立を認めることが可能か否かの考察にある。本論文では、預金規定の内容と預金口座の構造についての分析を証券口座との対比を通じて、口座機能の法的性質を明らかにした上で、英米法における「擬制信託 (Constructive Trust)」とドイツ法における「特別口座 (Anderkonto)」の法理からの示唆を得て、預金口座における信託の成立をわが国においても認めることが可能なことを論証したものである。

### 2. 本論文の考察方法

第1部では、口座機能を法的に分析するために、わが国における預金取引と証券取引の実務・理論面の基礎的な検討を行い、主に預金が信託的に帰属する構成について論証している。第2部では、比較法的な検討を行い、イギリス法・アメリカ法・カナダ法・ドイツ法の各制度面・理論面について論証している。第3部においては第1・2部での検討を踏まえ、日本法における擬制信託の先行研究、判例理論を分析し、信託法、信託業法の改正にも触れつつ、預金取引における擬制信託の成立要件について論証している。

### 3. 本論文の結論

本論文では「制度内擬制信託」という概念を借定し、その効果として「制度内擬制信託」と裁判所が認定した場合には、受益者に不当利得による原状回復と同様の法的効果を認めるものである。わが国における「制度内擬制信託」の成立要件は、預金口座における事例に則して考えるならば、次の3点となる。第1に、決済性預金口座に特定の目的に利用するための専用口座として資金管理とチェック機能が働き、財産(権)の移転と特定がなされた外観が口座管理上に存在していること。第2に、当事者間(委託者・受託者・受益者)

に信託設定の意思はないが、財産移転に関して譲渡人（委託者）の意思（目的）があり、財産の譲受人は擬制受託者として他人のために財産管理をする意思があること。第3に、預金口座の管理制度が存在し、擬制受託者となる者に利得を保持させる正当性根拠となる約款や業界ルールなどの金融制度上の根拠規定があること。

この「制度内擬制信託」における「制度」概念は、制定法・約款・いわゆる「ソフト・ロー」としての「制度」や慣習法による「制度」も含まれるとする。そして、銀行取引約款も一種の契約の「制度」化とし、金融取引における約款契約は「枠契約」であると同時に、「制度化された契約」と位置づける。契約者はそのシステムの利用者（受益者）であると同時に、相手方は当該制度の事業者または管理者であるともいえる。金融取引の場合、財産的な関係は、預金や証券は口座に記帳された残高として表され、一種の責任財産類型として構成される。このような考えにより、銀行は通常時は契約法理による預金債務者として口座管理を行う受任者責任を負うが、預金者を保護のために救済措置をとる場合は、預金残高に一時的に物権的な価値に転換させる財産管理者としての預金受託者責任を負うことも可能とする。以上のことから、決済性預金につき銀行を預金債務者ではなく、預金口座を管理する財産管理者としての視点から見た場合、実質的な預金者を受益者とし、当該預金口座を管理する銀行を擬制受託者として、預金口座内に記帳されている預金残高債権を受益者から返還請求することができる、信託的な預金の帰属という法律構成が可能となることを論証している。

## 審査の結果の要旨

公共工事前払金に関する平成14年の最高裁判決を契機にわが国においても擬制信託の成立はそもそも可能か否かが論じられている。この問題はとりわけ金融実務にとってもきわめて関心が高いものでありながら、これまで体系的な研究はほとんど存在しなかった。この研究上の空白を埋めたのが本論文である。

本論文は、擬制信託に関するわが国における従来の研究および比較法上の文献を渉猟して、研究の現状と実務の動向を的確に把握している。具体的には、次の2点が出色の分析である。第1に、アメリカ法・イギリス法において形成された Constructive Trust をカナダ法のそれと比較しながら、両者の違いに言及しつつ、擬制信託の適用場面を明確にした点、ドイツ法については特別口座に関する銀行普通取引約款に基づいて信託口座の法理を究明した点は高く評価しうる。第2に、金融実務を重視し、各種専用口座、仮想口座、エスクロー口座、証券保管口座、失念株主の特別口座等の機能を比較しながら、預金口座の性質に着目しつつ、その法的性質を解明している点も高く評価しうる。

本論文は、実質的な預金者を受益者とし、当該預金口座を管理する銀行を擬制信託受託者とする預金の信託的な法律構成が可能であることを結論として導いている。この信託的な法律構成が「制度内擬制信託」と位置づけられている。「制度内擬制信託」は本論文の独自の考え方の発露であり、その独創性は評価に値する。

もっとも、本論文に残された課題がないわけではない。「制度内擬制信託」には概念上なお曖昧な点が存置しており、一層の研究の深化が望まれる。また比較法上の考察と本論文の結論との有機的な結び付きがもっと鮮明に表明されている必要があったのではないかと。しかし、これらはいずれも瑕瑾であって、本論文の価値そのものを減ずるものではない。

本論文は、預金の帰属という法律上の難問にも大きな示唆を与えるものであり、金融実務の発展にも資する優れた内容を有するものとして高い評価に値する。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有すると認める。